

みなみそうま復興大学シェアオフィス利用規約

1 趣旨

本規約は、みなみそうま復興大学の推進にあたり、南相馬市をフィールドにした調査研究等のため利用を目的としたシェアオフィスの届出や管理運営に関し、必要な事項を定めるものである。

2 利用資格

みなみそうま復興大学事業の趣旨を理解し、本市の復興まちづくり・ひとづくりに向けて市と連携しながら、市内において実践活動や研究等を行う大学の学生及び指導者等とする。

ただし、シェアオフィス担当責任者が上記に準ずるものとして、適当と認めたときは、この限りではない。

3 利用手続き

シェアオフィスの利用を希望する者は、利用の1週間前までに電話等で空き状況を確認（土・日・祝日・年末年始を除く）し、利用目的、大学名、代表者氏名、人数等を伝え仮予約を行い、その上で、所定の申込書に必要事項を記入して、FAX、Eメール等で送信し、その許可を受けなければならない。

【申し込み先】

みなみそうま復興大学オフィス

福島県南相馬市原町区旭町一丁目8番地 電話・FAX 0244-23-5511

メール fukkoudaigaku@city.minamisoma.lg.jp

繋がらない場合の問い合わせ先

南相馬市復興企画部企画課復興推進係 電話 0244-24-5358

4 活動報告

シェアオフィス利用終了後に、活動報告を速やかに提出しなければならない。様式については、市民等の情報共有のため公表することとする。なお、様式については、南相馬市大学生等宿泊支援事業実施要綱 様式第4号を準用するものとする。

5 利用時間

(1) 月曜日～土曜日 10:00～17:00

(2) 祝祭日 10:00～17:00

(3) 時間外の利用（月曜日～土曜日のみ）については、申込時にご相談ください。

6 休館日

(1) 日曜日

(2) 12 月 29 日 ~ 1 月 3 日 (年末 ・ 年始)

7 注意事項

- (1) 利用後は、利用前の状態に戻し、備品等の清掃等を行うこと。
- (2) ごみは指定場所に分別して廃棄すること。
- (3) シェアオフィス内の飲食は原則飲み物・軽食のみ (アルコール等は厳禁) とする。

8 禁止行為

- (1) 施設内での喫煙
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為
- (3) 他の利用者の迷惑となるような行為言動
- (4) 申請時の利用目的以外での利用
- (5) 施設・設備等を汚損、破損させる恐れのある行為
- (6) 発火又は引火性の物品や危険物のお持ち込み
- (7) 大音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑または不快感を及ぼす恐れのある行為
- (8) 盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体のお持ち込み
- (9) その他、当施設が管理・運営上、不相当と認める行為

9 損害賠償

- (1) 施設、設備その他備品について、汚損・破損・紛失した場合は、すみやかに管理者へ報告すること。利用者 (参加者・関係者含む) に起因する損害については、利用者がその損害を賠償しなければならない。
- (2) 当施設の利用規約および施設利用に関する当施設との協議事項に違反した結果、当施設に損害が生じた場合も、利用者がその損害を賠償しなければならない。
- (3) 施設利用に伴う人的・物的事故および持ち込み品の盗難、破損、紛失については、市は一切の責任を負わない。

(附 則)

この利用規約は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。